

第1回 相談会
 5月1日(日) 11:00~14:00
 國際交流会館1階エントランスロビー
 来場者 80人 (国籍 フィリピン、インド、ブルガリア、スリランカ、インドネシア、英國、バングラデシュ、タンザニア、エジプト、中国)
 相談件数 48件

内容

【法律】

- 住んでいたアパートが地震で住めなくなったが、家賃を支払う必要があるか。
- アパートの大家から立ち退きを告げられたが、部屋に大きな損害がなく続けて住みたい。

【居住】

- アパートの安全確認を急いでお願いしたい。
- 家が壊れた、新しいアパートへ移りたい。
- 家の壁が壊れたり、家の家具や食器が破損したりしているが、保証手続きについて知りたい。

【在留資格】

- 在留資格の期限が迫っているが、家が壊れ避難所や友人宅を渡り歩いている。更新時の住所はどのようにすればよいか。

【行政】

- り災証明書の申請の仕方について

【こころ】

- 地震への恐怖で夜、家に帰れない。(前震の時、テレビが寝ている顔の直ぐ横に倒れてきた。)




第2回 相談会
 5月8日(日) 10:00~14:00
 國際交流会館2階交流ラウンジ
 来場者 120人 (国籍 ネパール、フィリピン、インドネシア、英國、バングラデシュ、ケニア、タイ、ベトナム、アメリカ、メキシコ、中国)
 相談件数 50件

内容

【法律】

- 勤務している会社からの給与支払いが滞っている。
- アパートの温水器が壊れているが管理者(大家)が対応してくれない。
- インターネットの契約について(地震で使用していない。)

【居住】

- アパートの安全性に不安がある。
- パイプが破壊され、室内に汚水が入ってくる。
- 家の壁が壊れた。パソコン、テレビが壊れた。
- 団地の4階に住んでいるが1階へ引っ越ししたい。

【在留資格】

- 地震の影響で会社を解雇された。早く別の仕事を探したいが在留資格の制限がないか心配。

【行政】

- り災証明書の申請の仕方について
- 住宅地のゴミ回収について
- 生活に困窮しているが市の支援はないか

【こころ】

- 胎児への影響がないか心配(妊婦の方から)
- 5歳の子どもが怖がってしかたがない
- 高校生の子どもが話さなくなった、一人で寝れなくなった
- 子どもの変化にどのように接してよいかわからない
- 夫がいないと決まって頭痛が起こる
- 恐怖を誰かに伝えたい




第3回 相談会
 5月31日(火) 11:00~14:00
 熊本大学黒髪キャンパスグローバル教育カレッジ棟
 来場者 4人 (国籍 国籍 バングラデシュ、ミャンマー、インドネシア、中国)
 相談件数 4件

内容

- 地震でアパートが壊れたので引っ越ししたい
- 地震がまた来るのではないかと不安で眠れない
- 日中、妻がアパートで一人になるので心配
- 地震で研究が遅れたが、奨学金は予定通りに終了するため、研究が継続できるか心配
- 地震で仕事がなくなった。アパートも全損で住めない。

相談会時に支援物資の配布を実施



第4回 相談会
 6月12日(日) 11:00~14:00
 國際交流会館2階交流ラウンジ来場者 3人 (国籍 インド、ジャマイカ)
 相談件数 3件

内容

- 地震でアパートが住めなくなったので、新しいアパートに引っ越しする必要がある
- アパートを2年契約したが、解約できるか?
- 英語教師として来熊し、1年以上の契約が残っているが、ポジティブに働き生活する自身がない。

図 外国人被災者への生活相談会の開催概要

(出典) 一般財団熊本市国際交流振興事業団「2016 熊本地震外国人被災者支援活動報告書 (第二版)」

(6) 金融・財政面の措置

【20160132】平成28年熊本地震復興基金の設立（熊本県）

- ・被災者へのきめ細やかなニーズや、地域の再生に対応するため、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、生活再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対応できる資金として平成28年熊本地震復興基金（本項において、以下「復興基金」という。）を創設した。
- ・中越沖地震復興基金までは、基金の運用益を財源として事業を実施する「運用型基金」が採用されてきたが、昨今の低金利の状況を踏まえ、東日本大震災と同様の「取崩し型基金」が採用された。基金は、東日本大震災と同様の算定方法により総額510億円と算出され、基金造成経費について、特別交付税措置が講じられた。
- ・平成28年9月定例会において、平成28年熊本地震復興基金条例案及び同基金に積み立てるための予算が可決成立し 平成28年10月11日に熊本地震復興基金が設置された。
- ・復興基金を活用した事業の内容や事業期間は、使途に制限のない一般財源である交付税で措置されていることから、県において自主的に判断することとされており、県と市町村で検討した上で支援メニューを設定している。
- ・熊本地震復興基金の使途は「復旧・復興の3原則」の下、次の枠組みを基本に活用することとした。
 - (1) 「痛みの最小化」に向けた被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設への復旧支援
 - (2) 「創造的な復興」に資する地域の防災能力の向上
 - (3) 「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」ための被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援
- ・復興基金総額は523億2,000万円である（財源：特別交付税510億円及び宝くじ交付金13.2億円）。配分にあたっては、活用事業を検討するため、市町村等からの要望の聴取及び意見交換等を実施し、被災者の方々の一日も早い生活再建と熊本の復興につながるよう、被災市町村が実施する事業を中心に、県が活用事業の統一ルールを定め、基本事業分として順次予算化を図った。また、被災市町村が復興計画策定を通じ、被災者等の意向を伺い、きめ細かな事業を実施するため、創意工夫分及び宝くじ交付金分として合計100億円を枠配分した。
 - 平成28年
12月19日 平成28年度12月補正予算が成立（県3事業、市町村7事業 25.9億円）
 - 平成29年
2月27日 平成28年度2月補正予算が成立（市町村1事業 10億円）
3月17日 平成29年度当初予算が成立（県8事業、市町村10事業 111.3億円）
6月29日 平成29年度6月補正予算が成立（県1事業、市町村10事業 12.4億円）
10月3日 平成29年度9月補正予算が成立（県5事業、市町村8事業 162.6億円）
- ・平成29年度末現在の今後の配分方針は以下のとおりである。
 - 基本事業分：市町村分が36事業で293億2,000万円程度、県分が18事業で80億円程度。
 - 創意工夫分（枠配分）：86億8,000万円。
 - 広域的課題対応分：50億円。
 - 県宝くじ交付金分（枠配分）：13億2,000万円。
- ・創意工夫分（枠配分）の充当に関しては、市町村において以下の点に留意することとした。なお、市町村への復興基金の配分は、被災者のきめ細かなニーズに対応するとの本旨に沿って有効に活用することとした。別途、実績等について確認する予定としている。
 - ①国庫補助等の既存制度があるものには充当しない（市町村の財政負担の軽減には充当しない）。
 - ②県統一ルール分の補助の嵩上げには充当しない。ただし、各市町村の事情により、嵩上げ等を行う場合は、市長会・町村会を通じるなどして、近隣市町村等の合意を得ること。なお、被災者向けの補助を独自に実施される場合には、近隣市町村等への配慮をお願いする。
 - ③補助率は原則1／2で、負担が大きい又は公共性が高いものは2／3を基本とする。



図 熊本復興基金の予算化状況

(出典) 熊本県「平成 28 年熊本地震復興基金の予算化状況 (H30 当初予算含む) と今後の配分方針」

【20160133】災害基金の設立（高森町）

- 災害応急対策、災害復旧、防災対策等、復旧復興事業や住民の方々の生活支援に広く柔軟に、かつ迅速に対応するため、平成 28 年 5 月に条例を制定して高森町災害基金を設置した。
- 「高森町災害基金」の設置にあたり、これまで募集していた「高森町災害義援金」について繰り入れを行った。
- 熊本地震により寄せられた義援金(寄附金)の大半が南阿蘇鉄道の復旧を目的としたものであった。そのため、想定されている活用用途は主に南阿蘇鉄道復興イベント等の経費となっている。

(7) 緊急の住宅確保

【20160134】緊急の住宅確保（熊本県）

○建設型仮設住宅の建設等

- 平成 28 年 4 月 29 日に西原村と甲佐町（各 50 戸）で建設型仮設住宅の建設に着手し、11 月 14 日に、16 市町村、110 団地、4,303 戸の工事が完了し、順次、避難者への提供を行った。
- 建設にあたっては、従来よりもゆったりとした配置や、県産木材や県産畳の使用、断熱性、遮音性の向上等を図ったほか、被災者の孤立等を防ぎコミュニティづくりを促進するよう、木造建物による集会所等を整備した。また、建設型仮設住宅全戸数 4,303 戸のうち、683 戸（16%）を木造として整備したが、従来から災害協定を締結していた（一社）熊本県優良住宅協会のみでは供給能力に不足が生じる恐れがあったため、新たに 2 団体（（一社）全国木造建設事業協会、（公社）日本建築士会連合会・（一社）木と住まい研究協会）と協定を締結し、建設の促進を図った。
- 入居者の募集にあたり、市町村にペットの受け入れについての配慮を要請した。

○借上型仮設住宅の確保

- 平成 28 年 4 月 25 日、県と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」締結している不動産団体が、民間賃貸住宅の無料相談窓口を開設した。
- 4 月 28 日から各市町村が、被災者への制度説明、申込受付等について窓口を開設したが、最も被

害が大きい益城町に関しては、窓口の準備が整うまでの間、県が代わりに窓口を設置した。

○公営住宅などの確保

- 震災発生直後から、熊本市をはじめ関係機関と連携し、県営住宅 108 戸、公務員住宅 186 戸、独立行政法人所有住宅 57 戸について、入居者の募集を実施した。
- 平成 29 年 2 月時点では、これまで募集した県営住宅等のうち、入居希望が募集戸数に達せず空き戸数がある住宅について、随時募集を行っていた。

表 応急仮設住宅等の入居状況

	県内						県外			
	建設型仮設住宅		借上型仮設住宅		公営住宅等		借上型仮設住宅		公営住宅等	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
最大	4,179	11,027	14,923	34,473	1,046	2,351	132	230	376	805
時期	H29.3	H28.12	H29.5		H28.12		H29.6、H29.7		H28.12	
H30.2	3,586	9,085	12,770	28,344	691	1,469	122	213	139	285

※県内の建設型仮設住宅の入居の戸数と人数の最大時期は異なっている。

(出典) 熊本県「応急仮設住宅等の入居状況の推移」より作成

【20160135】仮設住宅（益城町）

- 被災者の住まい確保に関する業務全般を担うプロジェクトチームとして、5 名の職員及び 2 名の応援職員を配置し、応急仮設住宅に関する業務、みなし仮設住宅に関する業務、応急修理に関する業務等を行った。

○建設型仮設住宅に関する業務

- 仮設住宅の必要戸数の把握、用地の確保及び仮設住宅の抽選・入居手続きを実施した。仮設住宅の早期建設に向け、住家被害の全体像が掴めない中、必要戸数について応急危険度判定結果を参考に概算で見込み、用地選定の目途がついた地区から順に県に対して仮設住宅の建設要請を行った。平成 28 年 5 月 21 日より 1 次入居受付を開始し、申込みが見込みを超過したため、6 月 9 日に抽選会を実施し、第 1 次分の入居者を決定した。仮設住宅の戸数については、最終的には、1,562 戸が整備された。

○借上型仮設住宅に関する業務

- 発災から 1 週間後に県が制度設計を開始し、4 月 28 日より各市町村にて制度説明や申込みを開始した。益城町では、職員のマンパワー不足のため窓口の準備が整わず、5 月 8 日までは県が代行した。5 月 9 日以降町役場（中央公民館）にて受付を開始し、他県からの応援職員が加勢し、最終的には、1,470 戸以上の入居申請に対応した。

○応急修理に関する業務

- 地震により住家に被害を受け、かつその住宅に住むため必要最小限の応急修理を施した場合に、修理に要した費用の一部（上限 576,000 円）を町が直接業者へ支払う制度である。平成 28 年 5 月より問い合わせ対応を開始、6 月には県通知により、納屋・倉庫等に関する修理等を行う場合も、被災状況によっては応急修理の対象とされるようになり、6~8 月のピーク時には申請件数が 270~500 件近くになる等、窓口対応 700 件/月、電話対応 150 件/月になった。

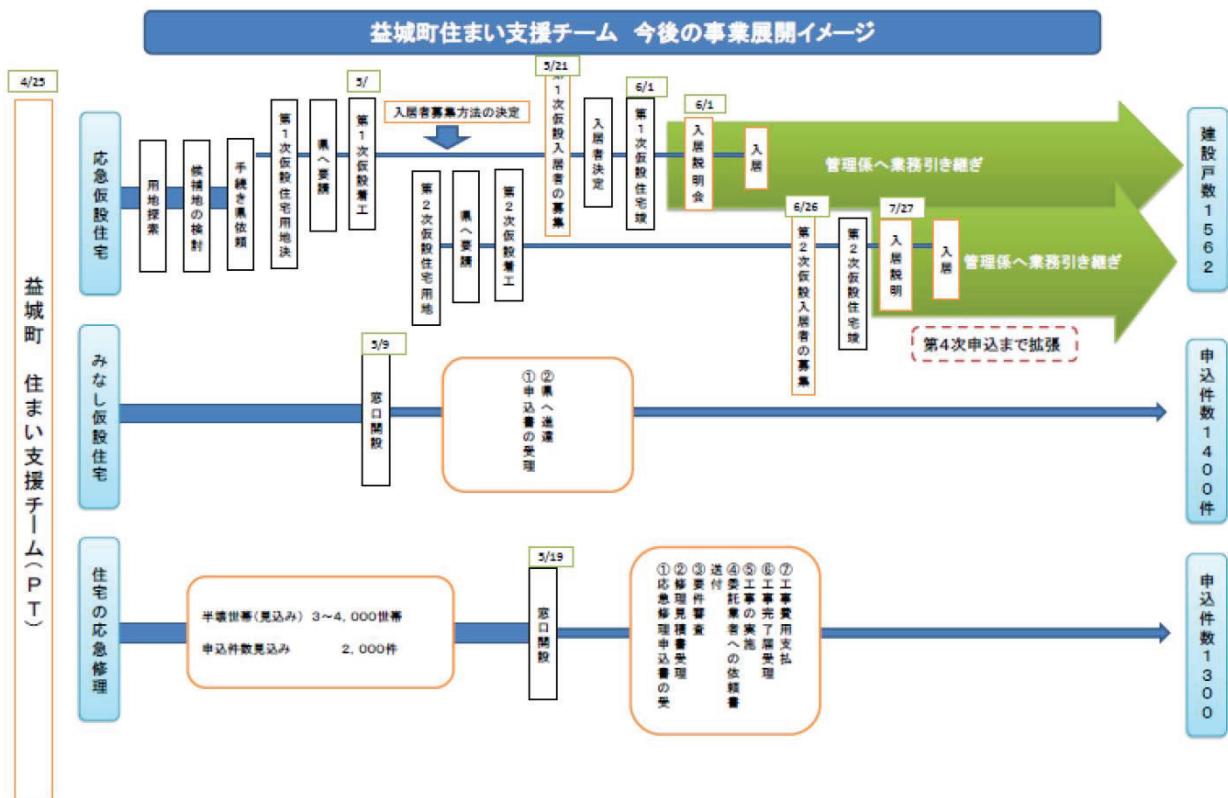


図 益城町住まい支援チームの事業展開イメージ

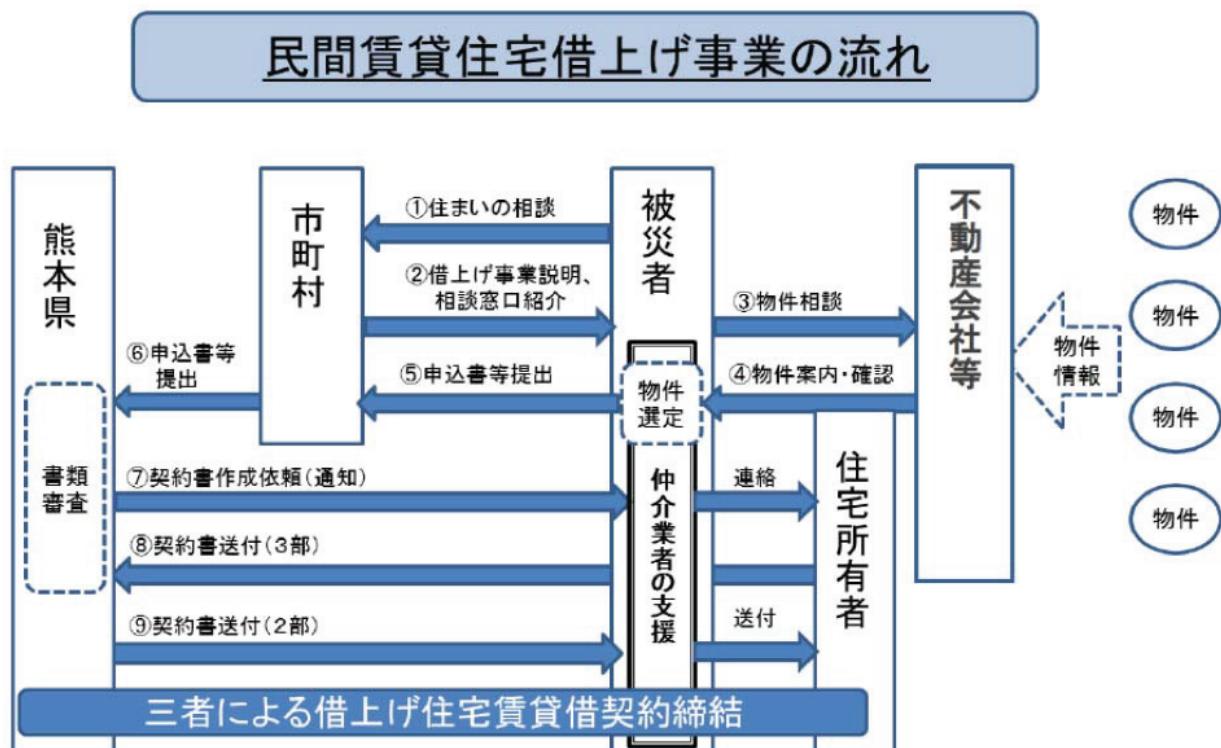


図 民間賃貸住宅借り上げ事業の流れ

(出典) 益城町「平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書」

(8) 恒久住宅の供給・再建

【20160136】被災者の住まい確保（熊本県）

①「住まいの再建・災害公営住宅ガイドブック」

- ・ 住宅被害が甚大であったことを踏まえ、住宅が被災し、応急仮設住宅などへの避難を余儀なくされている方々を支援する行政や関係団体等で役立てるために、必要と想定される住まいの再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報をとりまとめた。
- ・ 住まいの再建方法と公的支援の概要、住宅を新築・購入する、住宅を補修する、住宅を借りる、災害公営住宅への入居について、「くまもと型復興住宅」を活用した被災住宅の自力再建について記載した。
- ・ なお、同ガイドブックは、県が紙ベースのものを市町村へ提供するのではなく、県支援メニューの追加、市町村独自の支援メニューを加えられるよう、電子データでの提供を行っている。
- ・ 同ガイドブックの説明では、生活支援相談員に加え、熊本県住まいの再建相談支援事業の窓口相談員も出向く必要があるため、時間を要する場合がある。

②「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」

- ・ 県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示し、「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に取り組むための「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」を策定した。

表 熊本県災害公営住宅等整備基本理念

第1 災害公営住宅等（災害公営住宅、木造仮設住宅を活用した市町村単独住宅等をいう。以下同じ。）の整備は、復興計画等を策定し、住民の暮らしの再建等に主体的に取り組む市町村が行うものとする。

第2 市町村は、復興計画に基づき、被災者の意向を反映しながら、市街地や集落の再生など地域づくりに寄与する災害公営住宅等の整備を目指すものとする。

第3 県は、災害公営住宅等の整備が効果的にかつ、速やかに行われるよう、熊本県災害公営住宅等整備指針（以下「整備指針」という。）を策定するほか、整備事業の受託など、市町村への技術支援を行うものとする。

第4 整備指針は、本県が掲げる復旧復興の3原則に基づき、過去の震災での教訓や応急仮設住宅の経験等を活かし、次の3つの視点から定めるものとする。

- 「あんしん」のある住宅
　日常生活の安全・安心だけでなく、災害時における日常生活の早期回復に配慮した住宅
- 「あたたかさ」のある住宅
　住宅の木造、木質化を図り、ユニバーサルデザインに配慮した住宅
- 「ふれあい」のある住宅
　多様な世帯の入居や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅

（出典）「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」

表 熊本県災害公営住宅等整備指針

第1章 整備指針の位置づけ

（目的）

第1 この整備指針は、県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示すことにより、熊本県災害公営住宅等整備基本理念に掲げる「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に寄与することを目的とする。

（適用）

第2 この整備指針は、県内で整備が行われる災害公営住宅、木造応急仮設住宅を活用した市町村単独住宅等（以下「災害公営住宅等」という。）を対象とする。

第3 市町村は、この整備指針の考え方を基本として災害公営住宅等の整備に努めるものとし、県は、この整備指針に基づき受託事業等の技術支援を実施するものとする。

第2章 災害公営住宅等整備の基本姿勢

（基本姿勢）

第3 災害公営住宅等は、次の各号に掲げる基本姿勢により整備するものとする。

一 住宅の確保が自力では困難な被災者のためにできる限り早期に整備するとともに、中・長期的な住宅政策との整合を図る。

二 被災地の再生とともに、小さな拠点づくりの推進など、それぞれの地域政策の実現に寄与する。

三 多様な世帯の交流、活気や生活感に満たされた空間の創出、福祉政策との連携など、住宅事情等を考慮した成熟型高齢社会のモデル的な住宅整備を目指す。

四 木造・木質化の推進、地域の建設産業、住宅産業、木材産業等との連携など、地域経済の活性化に寄与する住宅整備を行う。

第3章 災害公営住宅等整備の考え方

(敷地の選定)

第4 敷地の選定にあたっては、持続可能な被災集落の再生や小さな拠点づくり等の地域政策との整合、災害時における安全性の確保、住みなれた地域への居住希望などの反映等に配慮するものとする。

(住宅計画)

第5 大規模な被害が生じた地域等では、被災前のまち並みとの調和や里山集落の景観の保全など、これまで培われた都市や集落の記憶を未来に繋げる住宅整備を行うものとする。

2 屋外空間、住棟内の廊下やエレベーターホール等の共用部等を工夫し、交流スペースの設置や活気や生活感に満たされた空間の創出など、コミュニケーションを図りやすい住宅計画を行うものとする。

3 必要に応じて、災害時の一時避難、共助活動等の円滑化に配慮した住宅計画を行うものとする。

(住戸計画)

第6 住戸計画にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

一 災害時でも日常生活の早期回復が可能な耐震性、省エネ性、耐久性等を確保する。

二 「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成15年2月）」を参考とした、誰もが暮らしやすい住戸計画・設備計画とする。

三 地域材を使用した木造・木質化を図る。

四 多様な世帯の入居に配慮した住戸計画を基本とし、高齢者が多い住宅団地にあっては、コレクティブハウジング（専用の台所、浴室、トイレなどがある住戸に加え、共同の食堂、居間などをあわせ持つ住宅）や福祉施設の合築なども検討する。

五 特別な配慮が必要な障がい者世帯については、入居者の身体特性に応じた住戸整備を行う。

(集会施設等の整備)

第7 「みんなの家」等の集会施設や子どもの遊び場など居住者等がコミュニケーションを図りやすい施設等の整備を行うものとする。

(福祉施策との連携)

第8 高齢者や障がい者の居住等を支援するライフサポートアドバイザー（生活援助員）、地域支え合いセンター、熊本こころのケアセンターや地域の縁がわづくりなど福祉施策と連携した住宅整備、ソフト施策等の充実を図るものとする。

第4章 災害公営住宅等整備に関連するその他の取組み

(木造応急仮設住宅)

第9 県は、市町村と連携し、木造応急仮設住宅の供与期間終了後の利活用を推進するものとする。

(多様な供給方法の検討)

第10 市町村は、建設産業の受注状況や用地の確保等により、直接建設が困難な場合には、買取りや借上げなど、地域の住宅事情に即した多様な供給方法について検討するものとする。

(入居者への配慮等)

第11 市町村は、特別な配慮が必要な障がい者世帯など優先入居の対象になる被災者の把握に努めるものとする。

2 市町村は、既存のコミュニティを守りつつ、新しいコミュニティが育まれるよう世帯の状況や建設地の特性等を踏まえた入居に配慮するものとする。

(学識経験者等の助言)

第12 災害公営住宅等の整備において、県又は市町村が必要と認めるときは、学識経験者等の助言を受けることができるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第13 この方針に掲げるもののほか、災害公営住宅等の整備にあたり必要な事項は別に定める。

(出典) 熊本県「熊本県災害公営住宅等整備指針」

③熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金

- 被災住宅に係るローンを有する被災者が、新たな住宅ローンにより住宅を再建する場合の負担軽減のため、復興基金を活用した「住宅再建支援事業（二重ローン対策）」を実施した。

表 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金の対象

補助対象要件	(1) 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災（平成28年4月14日）以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。 (2) 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。 (3) 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、(1)の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。 (4) 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年（前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年）の課税所得金額が780万円以下の者（同一世帯に該当するものがいる場合を除く。）
申請期間	平成29年3月21日から平成31年度末（平成32年3月）まで
補助金額	既存の住宅ローンにかかる利子（元利均等毎月償還による算定額）相当額【上限50万円】

(出典)「熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金のお知らせ」より作成

熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金のお知らせ

熊本県は、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額(50万円を上限)を補助します。

1. 補助の対象要件(次の①~⑩の全てに該当する方)

- ① 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災(平成28年4月14日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。
- ② 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。
- ③ 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、①の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。
- ④ 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年)の課税所得金額が780万円以下の者(同一世帯に該当するものがいる場合は除く。)



*上記は要件を簡略化したもので、詳細は申請の手引きにてご確認ください。

注1: 既存の住宅ローン

住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入をした資金で、平成28年4月14日以前に金銭消費貸借契約をしたもの。

注2: 新たな住宅ローン

住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入をした資金で、平成28年4月14日以降平成32年3月31日までに金銭消費貸借契約をしたもの。

2. 申請期間・補助金額

申請期間: 平成31年度末まで

補助金額: 既存の住宅ローンにかかる利子相当額

(元利均等毎月償還による算定期) 【上限50万円】

1

■⑦住民票

*世帯員全員の記載があるもの

■⑧税務所得証明書

- ・新たな住宅ローンを契約する日の属する前年の証明書
(例: H29年5月にローン契約⇒H29年(H28年分))
H28年12月にローン契約⇒H28年(H27年分)
- ・市町村が発行するもので、世帯員全員分(*扶養人数の欄により確認できる場合を除く)
- ・世帯員の中に課税所得金額が780万円を超える方がいること。
- ・課税台帳記載事項証明書でも可。
※源泉徴収書は不可

■⑨印鑑證明書

- ・金融機関等の発行した証明書であること。
- ・証明基準日が新規ローン契約の前月末時点であること。
- ・融資残高が、500万円以上(元金のみ)残っていること。
- ・証明基準日、借入年月日、融資残高、利率、償還期限の記載があること。
(記載不足がある場合、証明書に係る契約書等の写しを併せて提出ください。)

■⑩新規ローンの金銭消費貸借契約書の写し

- ・契約書であること。(仮申込書は不可)
- ・契約日の日付の記載があること。
- ・300万円以上の契約書であること。(借換分は除く)

■⑪補助金の振込先のわかる預金通帳の写し

- ・③の請求書に記載された口座情報と相違ないか確認ください。

■⑫工事契約書(請求書)等の写し

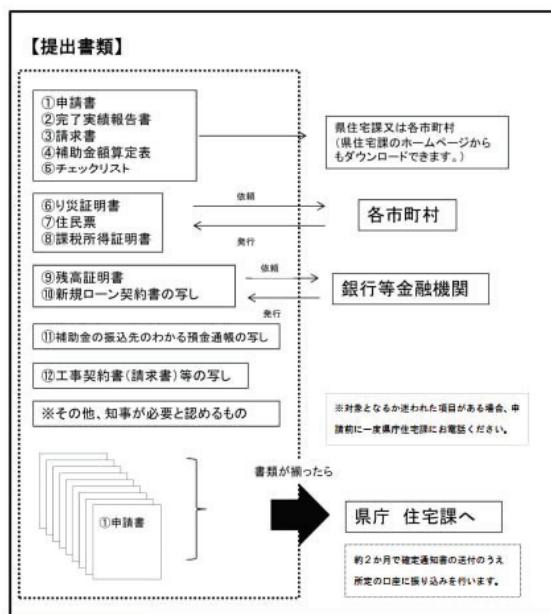
- ・新規ローンの契約に係る住宅再建のための工事の契約書又は請求書、領収書の写しを提出ください。

■⑬その他、知事が必要と認めるもの

(*必要な場合は別途指示します。)

※申請書等は、熊本県住宅課のホームページからダウンロードできるほか、各市町村の窓口でも入手できます。

3. 住宅再建支援事業(二重ローン対策)の事務の流れ



各書類の注意事項

■①～⑤ 申請書等の書き

- ・補助金額算定表により金額の計算ができない場合は、金額の欄は空欄にしてください。
- ・印鑑の押し忘れにご注意ください。(捺印でも可)

■⑥市町村長の発行する履(り)災証明書の書き

- ・一部超過以上(り)の災証明書が対象となります。

2

図 熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策) 補助金の内容

(出典) 熊本県「熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策) 補助金 パンフレット」

④被災宅地復旧支援事業

○被災宅地復旧に関するマニュアル・手引の作成・公表

- ・ 被災した宅地の速やかかつ円滑な復旧を目的として、国土交通省、熊本県、熊本市は、地盤工学等の有識者などからなる「熊本地震被災宅地復旧技術検討委員会」を開催し、専門的見地からの意見を踏まえた「被災宅地災害復旧技術マニュアル」、「被災宅地復旧の手引き」を平成29年3月に作成・公表した。
- ・ 熊本県、熊本市は、被災宅地の復旧方法や助成制度をわかりやすく紹介する「宅地復旧のガイド」を平成29年3月に作成・公表した。

表 被災宅地災害復旧技術マニュアルの構成

I. 総 説
I. 1. 目 的
I. 2. 適用範囲
I. 3. 取扱い方針
I. 4. 被災後の対応
I. 4-1. 災害復旧の基本
I. 4-2. 対策方針の検討
I. 4-3. 応急措置
I. 4-4. 本復旧
I. 4-5. 仮復旧
I. 5. 関連指針等
II. 本復旧のための調査
II. 1. 共 通
II. 1-1. 被災宅地復旧のための調査の基本
II. 1-2. 被災地域周辺の調査
II. 1-3. 概略調査
II. 1-4. 詳細調査・検討
II. 2. 宅地擁壁
II. 3. 宅地地盤
II. 4. のり面・自然斜面
III. 本 復 旧
III. 1. 基本的留意事項
III. 2. 宅地擁壁
III. 2-1. タイプ別工法選定
III. 2-2. 本復旧工法の工種
III. 2-3. 再構築の方針
III. 3. 宅地地盤
III. 3-1. 本復旧工法の工種
III. 3-2. 再構築の方針
III. 3-3. 本復旧工法の選定
III. 4. のり面・自然斜面
III. 4-1. 本復旧の工種
III. 4-2. タイプ別工法選定
III. 4-3. 再構築の方針
III. 5. 仮設工法
IV. 仮 復 旧
IV. 1. 仮復旧総説
IV. 1-1. 仮復旧の基本的留意事項
IV. 1-2. 仮復旧工法の選定
IV. 1-3. 被災地域周辺の調査
IV. 2. 宅地擁壁
IV. 3. 宅地地盤
IV. 4. のり面・自然斜面
V. 維持管理

(出典) 熊本市「被災宅地災害復旧技術マニュアル」より作成

表 被災宅地復旧の手引きの構成

1. 熊本地震による宅地被害の事例
(1)擁壁被害の事例
(2)液状化被害の事例
(3)宅地の陥没、地割れ被害の事例
2. 被災宅地復旧の進め方
(1)被災宅地の復旧方式について
(2)擁壁被害の復旧パターン
(3)液状化被害の復旧パターン
(4)陥没、地割れ被害の復旧パターン
(5)被災宅地危険度判定による被災度判定との関係
3. 宅地復旧の工法について
(1)擁壁の復旧
(2)液状化被害の復旧
(3)陥没、地割れ被害の復旧
(4)地盤の調査
4. 宅地復旧の際に注意しておく許認可等について
(1)建築確認申請手続き
(2)道路後退について
(3)宅地造成等規制法における規制について
(4)土砂災害防止法における規制について
(5)国の補助等により築造した宅地擁壁の適正な維持保全について
5. 助成・融資制度
(1)被災宅地復旧支援（復興基金）制度
(2)被災者生活再建支援制度
(3)融資制度
(4)雑損控除（所得控除）について

(出典) 熊本市「被災宅地復旧の手引き」より作成

○復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度の創設

- ・ 熊本地震では、宅地被害のうち、高さ2m前後の擁壁（空石積み擁壁）での被害が顕著であった（擁壁被害全体のうち、2m未満が44%、2~3mが27%。新潟県中越地震では、2m未満が32%、2~3mが24%、東日本大震災（仙台市分）では、2m未満が32%、2~3mが31%。種別について、空石積が33%。新潟県中越地震では20%、東日本大震災（仙台市分）では17%）。
- ・ これら熊本地震で被災した宅地で公共事業により復旧できない宅地被害について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援することを目的に復興基金を活用して復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度を創設した。
- ・ 対象要件は以下のとおり。
 - 盛土高さ2m以上（従前5m⇒2mに緩和）
 - 同一盛土上に存在する家屋が2戸以上（従前5戸⇒2戸に緩和）

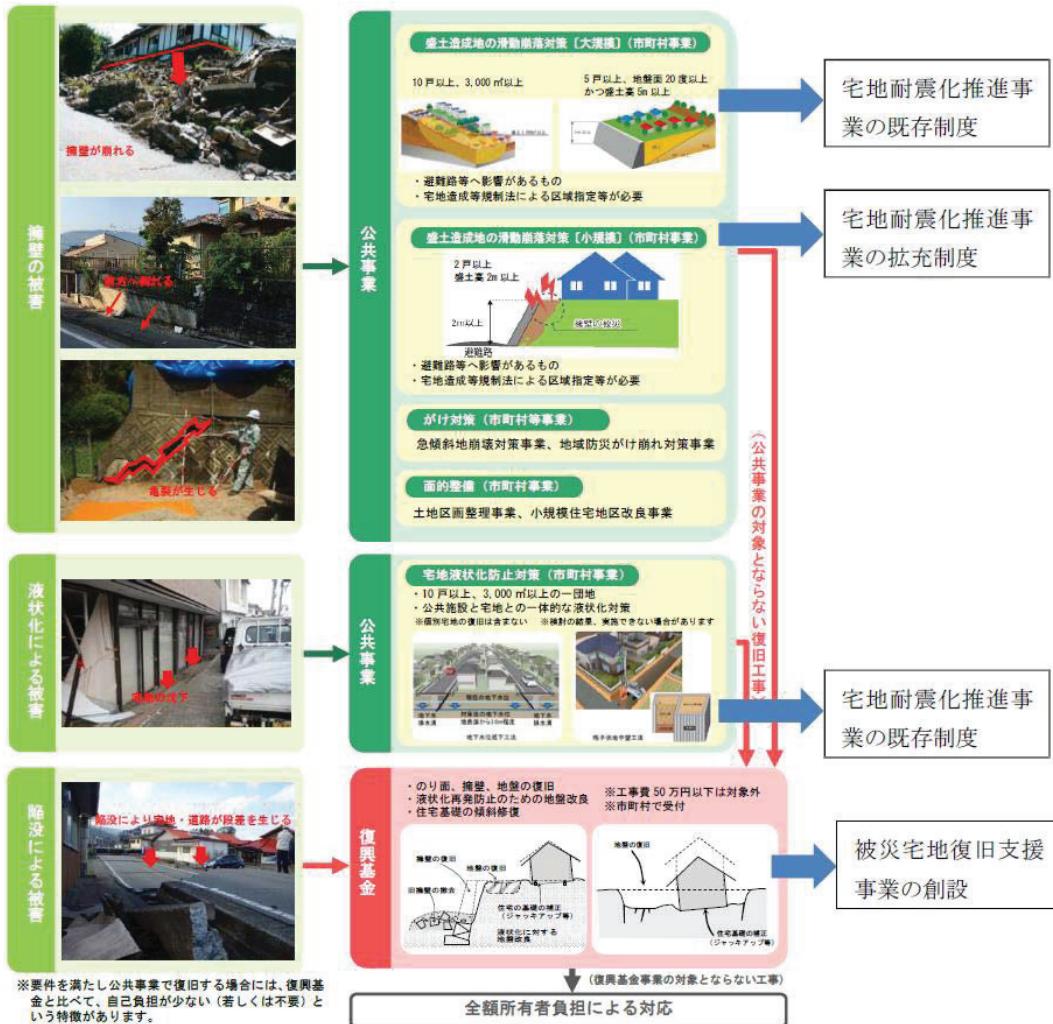


図 宅地の被害に対する事業対応

(出典) 熊本県「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書」

⑤「すまいの再建」支援策

- 被災者の「すまい」の再建なくして熊本地震からの復興はないとの考え方のもと、一日も早く震災前の生活を取り戻すことを目的とし、今後の住まいの再建に関する意向調査により被災者の状況を確認した。調査は平成29年11月17日から12月6日にかけて、9,822世帯を対象に行い、有効回答数は9,115世帯であった（回答率：92.8%）。
- 調査結果に基づき、被災者の意向に沿った恒久的な住まいの再建・確保を図るため、相談支援体制の整備や4つの住まいの再建支援策を実施した。

表 すまいの再建支援策の概要

対象者	平成28年熊本地震で被災し、以下のいずれかの要件に該当する世帯を対象とします。 <ol style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）の入居世帯 全壊または大規模半壊の罹災証明書の交付世帯 半壊の罹災証明書の交付世帯でその住宅を解体した世帯 被災者再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている世帯
（支援策1） リバースモーゲージ利子助成事業	県内で居住する住宅を新築、購入または補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を行うもの
（支援策2） 自宅再建利子助成事業	県内で居住する住宅を新築、購入、補修するため、金融機関から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を行うもの
（支援策3） 民間賃貸住宅入居支援助成事業	再建先として県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要となる契約に伴う初期費用を助成。助成金の額は一律20万円
（支援策4） 転居費用助成事業	県内で住まいを再建（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）し、その住まいに転居するための費用を助成します。助成金の額は一律10万円

(出典) 熊本県「「すまいの再建」支援策について」



図 すまいの再建支援策

(出典) 熊本県「「すまいの再建」支援策について」

- 「すまい」に関する支援策を早く示したことにより、再建に向けた動きが加速した。住まいの再建先を決めていない世帯は、平成29年6月時点では約4,000世帯であったが平成30年1月時点では142世帯に激減した。
- また、「住まいの再建支援」+「供与期間の延長要件」この2つをセットで示したことにより、被災者の選択が拡がった。特に、自宅再建が難しい高齢者や子育て世帯などが安心して住まいの再建に取り組めるようになった。

表 住まいの再建事業別実績

住まいの再建支援策	受付件数
(支援策1) リバースモーゲージ利子助成事業	9
(支援策2) 自宅再建利子助成事業	754
(支援策3) 民間賃貸住宅入居支援助成事業	1,079
(支援策4) 転居費用助成事業	5,965

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

⑥くまもと型復興住宅の推進

○目的

- 熊本地震における被災者の自立再建を後押しするため、住宅生産関係団体や行政、住宅金融支援機構が連携した「熊本県地域型復興住宅推進協議会」を設立した。
- 熊本県では、被災者の住宅再建を支援するため、県内の住宅・建築関係団体や木材関係団体と連携し、くまもと型復興住宅を推進した。くまもと型復興住宅とは、地震に強く、県産木材などの地域

産材を使用した良質でコスト低減に配慮した、地域の工務店等の施工による木造住宅である。

- ・この取組みとして、県では、益城町テクノ仮設団地に3棟のモデル住宅を建設した。また、関係団体等からなる熊本県地域型復興住宅推進協議会では、くまもと型復興住宅の建設に取り組む工務店等のグループ（地域生産者グループ）を募集し、提案のあった住宅をガイドブックに取りまとめ、情報提供を実施した。
- ・モデル住宅の完成に合わせ、県及び熊本県地域型復興住宅推進協議会はセミナー・相談会を開催し、各モデルプランの展示、設計者や工務店等による個別相談、融資等の住宅相談等を行った。

○助成

- ・日本財團わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」等の各種助成を活用することで、例えば3LDKの場合1,000万円程度の費用負担となっている。
- ・日本財團わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」とは、被災者が、金融機関等からの融資を受けて住宅を再建（購入）した場合、100万円を上限に融資額の利息相当額を助成するもので、くまもと型復興住宅には優遇枠が設けられている。平成29年度の実績は730件の受付（うち優遇枠193件）、平成30年度の予定は400件の募集（うち優遇枠160件）となっている。

**表 住まいの復興ガイドブック 地域住宅生産者グループがつくるくまもと型復興住宅
【平成30年1月改訂版】**

■ くまもと型復興住宅とは

被災された皆様が住宅再建を無理なく進めることができるように、地域に根ざした工務店をはじめ住まいづくりのプロ集団『地域住宅生産者グループ』が建設する「地震に強く、地域産材等を利用した良質でコスト低減に配慮した木造住宅」です。

■ くまもと型復興住宅 5つのルール

- ・熊本の気候・風土等地域特性に配慮した住宅
- ・熊本県産の木材など地域散販を使用した住宅
- ・耐震等級3又は3相当の地震に強い住宅
- ・被災者の住宅再建を考慮した良質でコスト低減に配慮した住宅
- ・県内に本社を置く住宅事業者、大工・工務店が建設する住宅

■ くまもと型復興住宅のメリット

- ・予算にあつた住宅の建設ができます。
- ・良質で安全安心な住宅に住み続けることができます。
- ・県内の住宅事業者、大工・工務店がきめ細かくアフターフォローします。
- ・地域での住宅建設は地域経済の活性化や強度熊本の力強い復興につながります。

■ くまもと型復興住宅ができるまでの流れ

・情報収集・住まいのイメージづくり

本ガイドブックを活用し、自らのイメージに近い住宅を探してみましょう。

行政や関連団体が実施する住宅相談会や住宅フェアなどに参加して情報収集するのも一つの手です。

・依頼先選び・住宅相談・資金計画の検討や相談

イメージに近い住宅を見つけたら、各グループの連絡窓口に連絡してみましょう。

あなたの家族構成や住まい方、敷地、建設費用、建設時期の希望、その他の要望をお聞きします。

また、資金計画についての検討が必要です。

・建設依頼の検討

・設計打合せ（3回程度以上）

グループの設計担当者とプランの決定、耐震性など各種性能の確認、オプションの有無等を確認し、設計内容を固めていきます。

また、建設までの流れを説明します。その際に、着手金（地盤調査費、敷地調査費、図面作成費等）をお支払い頂く場合があります。

設計打合せ後にグループ内の工務店と工事期間や建設費用等について打ち合わせます。

地盤調査や敷地調査の結果をお知らせします。

工事金額の見積書を提示し説明します。納得いただければ、工事請負契約を交わしていただきます。

・工事契約

・着工

・落成

■ 「災害復興住宅融資」を利用した資金計画のポイント

・熊本地震などの自然災害で被災された方が、ご自分で居住するための住宅を自立再建するためにご利用いただくためのご融資です。地方公共団体から「り災証明書」（一部損壊を除く）を交付されている方及び被災者生活再建支援法の長期避難世帯に認定されている方が対象となります。

・住宅取得後、安心して借入金を返済していくためには、将来のライフプランを踏まえ「毎月〇万円なら返せるが、災害復興住宅融資はいくら借りられるか？」と考えることが大切です。

・ご高齢の方への制度

－親子リレー返済：親子等で申込みすることにより、長期の返済期間を選択することができます。

－親孝行ローン：子や孫が申込者となることにより、長期の返済期間を選択することができます。

－高齢者向け返済特例制度：毎月のお支払を利息のみとし、通常の災害復興住宅融資と比べて毎月のご返済を低く抑えることができます。

「あなたにもできる耐震等級3-Aの家」コンパクトプラン

モデルプランの特徴とメッセージ	
●独自の技術・工法(特許取得済)を活用し「耐震等級3-A」を標準仕様とした2階建ての住まいで、以下のような方々におすすめ	
①新築当時と用途地域が変わり、もとの大きさでは家を再建できない方	
②家族構成の変化で夫婦のみの世帯となった方々又は単身の方	
●また、太陽光発電約5kw未満を装備しメリット(補助金、ローン負担軽減、etc...)あり	

くまもと型復興住宅モデルプラン(代表的事例の概要)

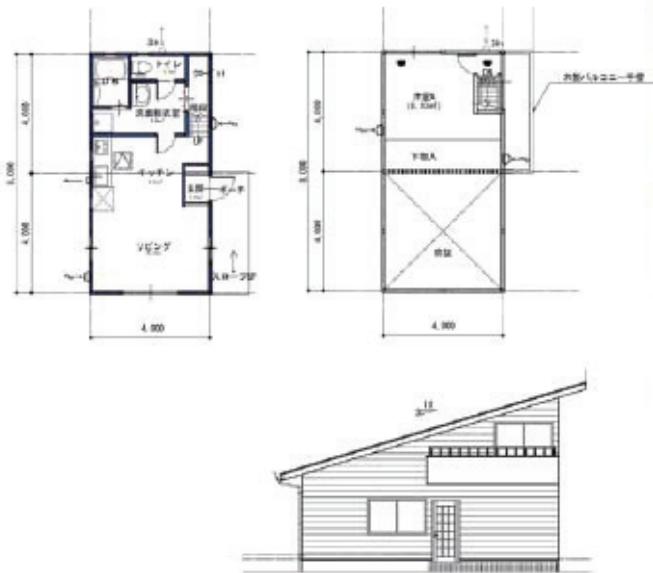
構造・工法・耐震性能	木造・在来軸組工法・等級3☆☆☆
延べ床面積・階数	48m ² (14.5坪)・2階
標準工期	契約・着手後約3~4か月
概算工事費	980万円(税別)
(概算工事費に含まれない費用)	土地取得登記費用、ローン借入に係る費用、火災・地震保険、外構工事、IH電化設備器具、カーテンレール・カーテン、TVアンテナ、エアコン(2台目以降)、家具、居室照明器具、井戸・ポンプ、浄化槽、上下水道工事費、及び管理契約費、太陽光発電工事経費、地盤改良工事、長期メンテナンス費用、諸手続き費用、消費税、その他オプション等別途。

主な外部仕上げ

屋根	コロニアル(ガルバリウム鋼板オプション)
外壁	窓業系サイディング(金属サイディングオプション)
建具	外部:アルミ製、内部:木製(共に普及品程度)

主な内部仕上げ

床	複合フローリング、又は長尺シート張り
壁	ビニルクロス張、又は一部腰板張り
天井	ビニルクロス張、又は吸音板張り



返済シミュレーション(融資額980万円、元利均等返済毎月払い(ボーナス併用払無)、元金据置期間無しの場合)

借入金額	借入金利/年	35年返済		20年返済		15年返済	
		毎月の返済額	総返済額	毎月の返済額	総返済額	毎月の返済額	総返済額
基本融資額	980万円	0.63%	26,006	10,922,469	43,470	10,432,815	57,071
特例加算額	-	1.53%					10,272,828

*金利は平成29年7月21日現在であり、原則として毎月見直しがあります。金利が変わると上記返済額等は変わります。

地域住宅生産者グループの基本情報

所在地	八代市新開町3番33号
グループ構成	合計33社(設計/2社、施工/2社、林業・木材/2社、建材流通/6社、その他業務/21社)
代表者	NPO法人木の未来舎
連絡窓口	[NPO法人木の未来舎]理事長 松田秀一 [メール] kinomitsuya@yahoo.co.jp [電話] 090-8416-0333 [FAX] 0965-37-1501(松田産業内)

(出典)「住まいの復興ガイドブック 地域住宅生産者グループがつくる くまもと型復興住宅【平成30年1月改訂版】」

表 「くまもと型復興住宅」セミナー・相談会等実績

年度	名称	内容	場所	回数	参加組数
H28 年度	セミナー	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	テクノ仮設団地パレア	3回	337
	相談会	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	テクノ仮設団地	6回	387
H29 年度	催事出展	住宅再建	グランメッセ	2回	1500
	相談会	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	各仮設団地、町役場、公民館等	30回	384
合計				41回	2608

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

【20160137】恒久住宅の供給・再建（熊本市）

①伴走型住まい確保支援事業

- ・建設型（プレハブ）仮設住宅や借上型（みなし）仮設住宅等に入居され、住まいの再建に支援が必要な世帯について、1日も早く恒久的な住まいの再建ができるようきめ細かな支援を行う必要があった。このため、各世帯の状況に応じた物件情報等の案内や入居手続きに関する支援、関係機関への繋ぎ等、各世帯に寄り添った支援を実施し、仮説住宅の供与期間内に、恒久的な住宅の確保につなげる制度として、伴走型住まい確保支援事業を平成29年7月1日から開始した。事業を進めるにあたっては、仙台市からの助言を得た。
- ・事業は、熊本県賃貸住宅経営者協会への委託により実施し、人員体制（責任者1名（宅地建物取引士）、調査担当10名、専門相談員1名、事務担当1名）は13名、執務室は本庁舎内に設置した。
- ・具体的な実施内容は、以下の通りである。
 - (1) 希望に応じた物件情報等のご案内
 - (2) 入居に関する手続き等のお手伝い
 - (3) 被災家屋解体後の土地売却や利活用の相談
 - (4) 相談内容により行政部署や関係機関へ繋ぐサポート
 - (5) 各種支援制度等のご案内
- ・当事業では、委託事業者が被災世帯の希望条件（家賃や間取り等）をとりまとめ、市内の不動産会社へFAXにより依頼し、不動産会社から被災者へ物件を紹介する方法で支援を行っており、平成30年2月末時点で述べ914件を不動産会社へつないでいる。（※宅建業法との関係から、直接、物件の紹介や物件情報をホームページ等へ掲載することは出来ない。）
- ・平成29年11月17日～12月6日にかけて、仮設住宅等に入居されている全ての世帯に対して「住まいの再建に向けた意向確認」調査を実施し、仮設住宅における供与期間延長希望の有無、再建方法（自宅再建、民間賃貸住宅、公営住宅）を把握することで、住まい再建に課題を抱える各世帯のニーズに沿った、効率的な事業推進につなげている。
- ・平成30年度は、住まい再建支援の基本方針として、「住まい再建の三本の柱（図1参照）」を掲げ、重点的な支援を進めている。具体的には、伴走型住まい確保支援として、平成29年度に引き続き、各世帯の希望やニーズに寄り添いながら、民間賃貸住宅への入居支援を実施するとともに、公営住宅の提供として、災害公営住宅や市営・県営住宅を希望される世帯へのマッチングを進めている。また、福祉的支援として、経済的な自立に向けた支援や生活保護制度による支援を行うほか、日常生活において介護等の支援を必要とされる方々へ、施設入所等による支援を実施することで、仮設住宅供与期間内での恒久的な住まい確保に向け、効果的な支援を展開していくこととしている。

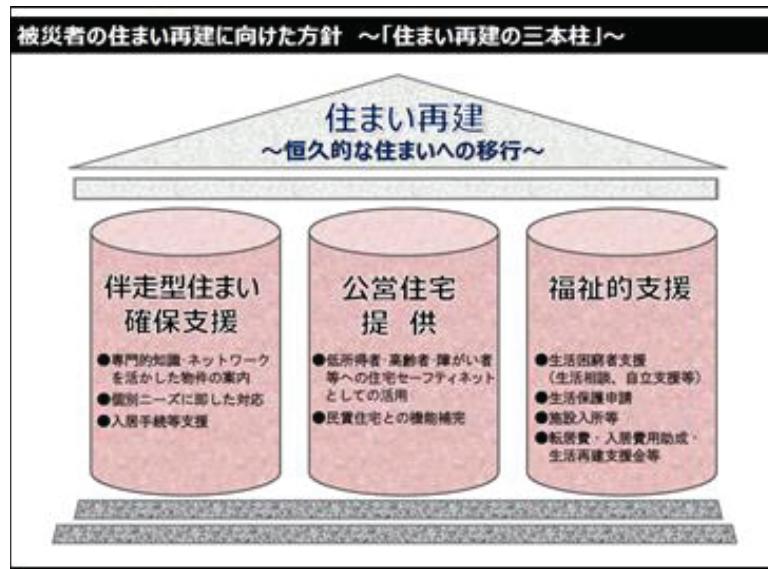


図 平成30年度に基本方針として掲げる「住まい再建の三本の柱」

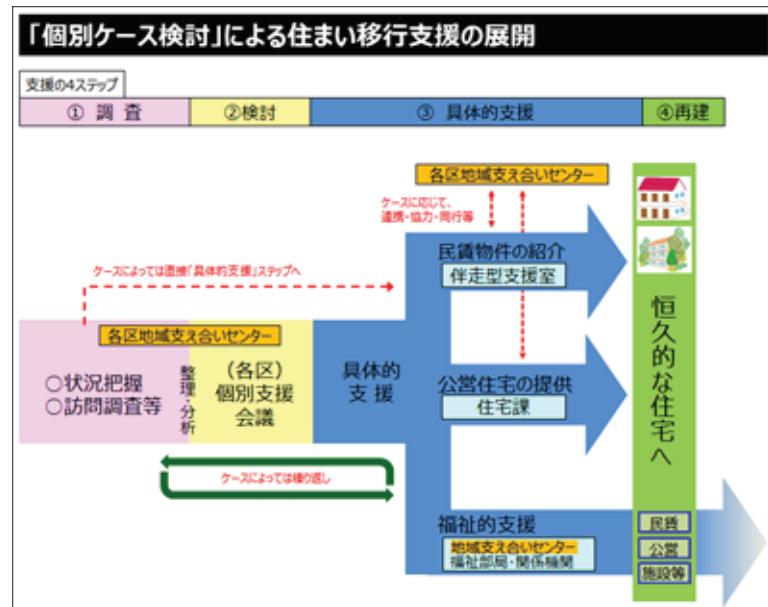


図 個別ケース検討による住まい移行支援の展開

(出典) 熊本市からの提供資料

②一部損壊世帯への支援

- 今回の熊本地震においては、住家の被害が広範囲にわたり、一部損壊世帯への支援の必要性と義援金の受入額の状況を鑑みて、熊本市災害義援金配分委員会は、以下の住家被害（一部損壊）を受けた世帯に義援金の配分を決定した。

- 修理費 100万円以上支出した世帯：10万円（熊本県からの配分で、県下他市町村でも実施）
- ひとり親世帯：3万円（熊本市独自）
- 非課税世帯：3万円（熊本市独自）

③熊本市液状化対策技術検討委員会

- 熊本地震により、熊本市では、約11万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害等の甚大な被害を広くもたらし、個人所有の宅地においても、大規模盛土造成地における滑動崩落の被害や小規模な擁壁の倒壊等の被害が数多く発生した。
- 熊本市の低平地で広範囲に生じた液状化現象による道路等の公共施設及び宅地への被害の復旧を早期に実施し、液状化対策の検討において必要な技術的事項について専門的な見地から意見を徴取することを目的に、地盤工学等の学識経験者によって構成される「熊本市液状化対策技術検討委員会」

会」を平成 29 年 4 月 1 日に設置した。

- 委員会設置趣意書では、単に被災した建物や道路等を復旧するだけでなく、液状化の発生要因やメカニズムを解明し、再度災害を防ぐため、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策を検討する必要があるとしている。

表 熊本市液状化対策技術検討委員会委員一覧（平成 29 年度）

区分	所属・役職等
委員	東海大学大学院産業工学研究科教授
委員	熊本大学名誉教授
委員	熊本大学大学院先端科学研究院准教授
委員	九州工業大学大学院工学研究院建設社会工学研究系教授
委員	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授
委員	国土交通省都市局都市安全課企画専門官

(出典) 熊本市「熊本市液状化対策技術検討委員会（案）設置趣意書」より作成

表 委員会議事

第 1 回	平成 29 年 6 月 27 日	(1) 熊本市の液状化被害の状況 (2) 事業候補地区の選定について (3) 近見地区的調査報告
第 2 回	平成 29 年 10 月 27 日	(1) 前回の確認事項について (2) 現地試験（揚水試験）の結果について (3) 実証実験の候補地について
第 3 回	平成 30 年 1 月 25 日	(1) 前回の確認事項 (2) 液状化対策の目標値の方針 (3) 実証実験の計画
第 4 回	平成 30 年 3 月 28 日	(1) 事業地区の選定 (2) 実証実験施設の設置

(出典) 熊本市液状化対策技術検討委員会資料より作成

【20160138】恒久住宅の供給・再建（宇城市）

- すべての市民が被災者であり、何かしら被害を受けているとの認識の下、それまで一切の支援がなかった一部損壊等の世帯を対象に、復興券（商品券）として一部費用を支援し、被災者の生活再建の一助として、ひいては、復興券利用による地元小売店での消費拡大を後押しすることを目的として、平成 28 年 10 月に宇城市被災住宅等再建支援事業を創設した。この事業は市の一般財源で実施する宇城市独自の事業である。
- 地震及び豪雨災害で住宅や宅地などが被災し、復旧費用が 30 万円（税込み）以上かかった世帯に対し、「宇城市復興券」（市内対象店舗で使える商品券）を交付した。
- 予算規模は平成 28 年度補正予算において、復興券として 5 億円、換金等の事務委託として 2,000 万円の合計 5 億 2,000 万円を計上。（平成 29 年度に繰越にて現在対応中。）
- なお、あくまでも災害救助法に基づく応急修理の制度を参考にしているため、住家等（借家や空家、賃貸住宅は除く）に限定した。
- これまでに 5 万円券を 1,406 件、3 万円券を 256 件、計 1,662 件、7,798 万円分を発行した。（平成 30 年 2 月末実績）

表 宇城市被災住宅等再建支援事業の概要

支援対象	・地震で半壊に満たない被害を受けた世帯 ・豪雨災害で被害を受けた世帯（地震で半壊以上を除く）
条件	・被災した住宅や宅地などの復旧にかかった費用が総額 30 万円（税込み）以上であり、工事が完了していること。 ・被災時、宇城市内に住所があった世帯 ・その他：法人でないこと、市税を滞納していないこと等
対象経費	・住宅の屋根、外壁、内装、窓、給排水設備などの復旧費用 ・住宅に付随する門扉、石垣、ブロック積みや宅地被害などの復旧費用 ※解体・撤去のみの費用、清掃・室内クリーニング費用、材料費、電化製品、家具類などの家財は対象外。
支援内容	復旧に要した経費の総額が 30 万円以上 50 万円未満：3 万円分の宇城市復興券（商品券） 復旧に要した経費の総額が 50 万円以上：5 万円分の宇城市復興券（商品券）

(出典) 宇城市「被災家屋（半壊未満）の復旧工事を行った世帯を支援します」